

石巻市監査委員告示第1号

令和5年12月28日付け石巻市監査委員告示第10号で公表した総合支所の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和6年2月1日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 清水俊雄 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 齋藤正美

監査結果に係る措置について

令和5年12月28日付け石監第12号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>河北総合支所 地域振興課</p> <p>【団体管理事務】（令和4年度）</p> <p>次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <p>ア 石巻市河北上品山牧場預託者互助会</p> <p>支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>(ア) 利用費（運搬料）</p> <ul style="list-style-type: none">・支出内容 9月16日退牧運搬料（8頭分）・金額 39,600円・支出伺 令和4年11月29日・支払日 令和4年9月26日（領収書日付）・預金払出 令和4年11月29日 <p>(イ) 利用費（運搬料）</p> <ul style="list-style-type: none">・支出内容 10月28日退牧運搬料（6頭分）・金額 29,700円	<p>河北総合支所 地域振興課</p> <p>【団体管理事務】（令和4年度）</p> <p>御指摘のありました事項につきましては、今後、立替払いが行われることがないよう所属職員に周知徹底したほか、年度途中で互助会の資金が不足する場合は、直ちに会費の追加徴収を行うこととしました。</p> <p>再発防止に向けて、互助会との連絡を密にし、常に細心の注意を払ってまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none">・支出伺 令和4年11月29日・支払日 令和4年11月24日 (領収書日付)・預金払出 令和4年11月29日 <p>(7) 利用費 (運搬料)</p> <ul style="list-style-type: none">・支出内容 10月28日退牧運搬料 (12頭分)・金額 59,400円・支出伺 令和5年1月20日・支払日 令和4年11月9日 (領 収書日付)・預金払出 令和5年1月20日	
---	--

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 清水俊雄 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 齋藤正美

監査結果に係る措置について

令和5年12月28日付け石監第13号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>雄勝総合支所 地域振興課</p> <p>【団体管理事務】（令和4年度）</p> <p>次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <p>ア 雄勝地区会長会</p> <p>支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>(ア) 旅費</p> <ul style="list-style-type: none">・支出内容 地域連絡会議研修会等 出席旅費・金額 10,000円・支出伺 令和4年12月26日・支払日 令和4年12月26日（領収書日付）・預金払出 令和5年1月27日 <p>(イ) 交際費</p> <ul style="list-style-type: none">・支出内容 弔電代・金額 604円	<p>雄勝総合支所 地域振興課</p> <p>【団体管理事務】（令和4年度）</p> <p>ア 雄勝地区会長会</p> <p>御指摘のありました(ア)(イ)の支払いにつきましては、団体の活動及び実施事業の把握、管理を徹底していれば支払日での払い出しは可能であったものと考えられ、適正な事務処理を行うよう所属職員に周知徹底いたしました。</p> <p>今後、事業実施に当たっては、団体の年間活動を正確に把握し、資金前渡を活用するなど、立替払いが行われないよう適正な会計処理に努めてまいります。</p> <p>なお、事務処理に当たっては、所属長によるチェックを受け、再発防止に向けて常に細心の注意を払ってまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・支出伺 令和4年12月19日 ・支払日 令和4年12月19日 (領収書日付) ・預金払出 令和5年1月27日 <p>イ 石巻市雄勝婦人防火クラブ</p> <p>婦人防火クラブ会員が立替払いを行った例が令和4年5月から翌年3月までに29件あったが、この際事務局職員は事前に支出伺いをせず、団体預金口座から会員へ立替払い分の金額を支出し、年度末にまとめて支出調書を作成していた。</p> <p>団体預金口座から支出伺いをせずに支出することは認められず、本事案は不適切である。</p> <p>今後は、公金の取扱いに準じた適正な出納事務を行うこと。</p>	<p>イ 石巻市雄勝婦人防火クラブ</p> <p>御指摘のありました事項につきましては、今後適正に事務を行うよう所属職員及び防火クラブ会員に周知徹底いたしました。</p> <p>今後、事業実施に当たっては、団体の年間活動を正確に把握し、防火クラブ会員との連携を密にし、資金前渡を活用するなど、立替払いが行われないよう適正な会計処理に努めてまいります。</p> <p>また、支出伺いをせずに支出し、年度末にまとめて支出したことの報告を行っていた不適切な事務処理についても、今後は各事業の進捗管理を適切に行い、必要経費については、事業を行う都度、事前の支出伺い及び所属長によるチェックを徹底することとし、再発防止に向けて常に細心の注意を払ってまいります。</p>
---	---

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 清水俊雄 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 齋藤正美

監査結果に係る措置について

令和5年12月28日付け石監第15号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>桃生総合支所 地域振興課</p> <p>【団体管理事務】（令和4年度）</p> <p>次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <p>ア 石巻市交通安全都市推進協議会桃生支部</p> <p>支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>(7)通信運搬費</p> <ul style="list-style-type: none">・支出内容 顧問への総会結果送付代・金額 480円・支出伺 令和4年6月22日・支払日 令和4年6月21日（領収書日付）・預金払出 令和4年6月22日	<p>桃生総合支所 地域振興課</p> <p>【団体管理事務】（令和4年度）</p> <p>ア 石巻市交通安全都市推進協議会桃生支部</p> <p>御指摘のありました事項につきましては、今後、立替払いが行われる事がないよう所属職員に周知徹底したほか、適正な事務処理に努めるとともに、支出調書ごとに通帳から引き出した日（通帳の確認）と、事業者を支払った日を所属長がチェックすることといたしました。</p> <p>なお、急を要する支出が見込まれる場合には、公金に準じた資金前渡を活用し、団体経理において立替払いが行われる事のないよう再発防止に向けて、常に細心の注意を払ってまいります。</p>

石 牡 鹿 地 第 2 2 3 号
令 和 6 年 1 月 3 1 日

石 卷 市 監 査 委 員 堀 内 賢 市 殿
石 卷 市 監 査 委 員 清 水 俊 雄 殿
石 卷 市 監 査 委 員 渡 辺 拓 朗 殿

石 卷 市 長 齋 藤 正 美

監 査 結 果 に 係 る 措 置 に つ い て

令 和 5 年 1 2 月 2 8 日 付 け 石 監 第 1 7 号 で 指 摘 が あ っ た こ の こ と に つ い て、地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 1 9 9 条 第 1 4 項 の 規 定 に 基 づ き、次 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 通 知 し ま す。

指 摘 事 項

法 令 に 違 反 し た 事 項、著 し く 妥 当 性 を 欠 く 事 項 又 は 著 し く 不 経 済、非 効 率 な 事 項

監 査 結 果 (指 摘 の 内 容)	措 置 (改 善 ・ 検 討) 状 況
<p>牡 鹿 総 合 支 所 地 域 振 興 課</p> <p>【 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金 の 支 出 事 務 】 (令 和 4 年 度)</p> <p>補 助 金 交 付 事 務 に 係 る 関 係 書 類 を 試 査 し た と ころ、次 の と お り 不 適 正 な 事 務 処 理 が 見 受 け ら れ た の で、適 正 に 処 理 す る こ と。</p> <p>ア 石 卷 市 高 圧 電 力 利 用 施 設 指 定 管 理 事 業 者 電 気 料 金 支 援 金 ((一 社) 鮎 川 ま ち づ くり 協 会 分) の 算 定 誤 り</p> <p>支 援 金 の 額 に つ い て、石 卷 市 高 圧 電 力 利 用 施 設 指 定 管 理 事 業 者 電 気 料 金 支 援 金 交 付 要 綱 第 5 条 の 区 分 に 基 づ き 交 付 す る こ と と し て い る が、適 用 す る 区 分 を 誤 り、過 大 に 交 付 し て い た た め、過 大 交 付 分 に つ い て は 速 や か に 返 還 を 求 め る こ と。</p> <p>誤 : (2) 2 万 キ ロ ワ ッ ト 以 上 4 万 キ ロ ワ ッ ト 未 満 4 5 万 円</p> <p>正 : (1) 1 キ ロ ワ ッ ト 以 上 2 万 キ ロ ワ ッ ト 未 満 2 0 万 円</p>	<p>牡 鹿 総 合 支 所 地 域 振 興 課</p> <p>【 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金 の 支 出 事 務 】 (令 和 4 年 度)</p> <p>今 回 の 過 大 交 付 に つ き ま し て、決 裁 過 程 に お け る 確 認 不 足 が 誤 交 付 に つ な が っ て い る こ と か ら、確 認 項 目 ・ 確 認 者 が 明 ら か と な る よ う 任 意 の 補 助 金 交 付 事 務 チェ ッ ク リ ス ト を 作 成 し、適 切 な 事 務 を 執 行 す る よ う 対 策 を 講 じ て お り ま す。</p> <p>な お、過 大 交 付 の 相 手 方 で あ る (一 社) ま ち づ くり 協 会 へ は、直 ち に 説 明 及 び 謝 罪 を 行 い、令 和 5 年 1 2 月 2 2 日 に 過 大 交 付 分 の 補 助 金 の 返 還 を 受 け て お り ま す。</p> <p>ま た、当 該 補 助 金 は、国 の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 交 付 金 事 業 (以 下、交 付 金 事 業 と い う。) に よ り 実 施 し た も の で あ る こ と か ら、国 へ の 返 還 が 生 じ る た め、庁 内 関 係 各 課 と の 協 議 も 済 ま せ て お り ま す。</p>

	<p>返還方法につきましては、令和5年度末の交付金事業の国への実績報告時（令和6年3月）に、①過年度分（令和4年度分）を相殺して精算することが可能であるか、②精算行為ではなく国への返還金として別途返還するかについて、交付金事業担当課（復興企画部政策企画課）において確認することとなっており、返還方法が確定次第、適切に対応することとしております。</p>
--	--